茅ヶ崎市高齢者のための優待サービス事業協賛店舗審査基準

協賛店舗は、その業態が公共性を損なうおそれのない店舗であって、次のいずれにも該当しないこととする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する営業に係る店舗又はこれに類する店舗

(2) 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条に規定する貸金業に係る店舗

(3) 法律の定めのない医療類似行為に係る店舗

(4) 労働者の募集に係る店舗

(5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある店舗

(6) 政治団体又は政治活動に係るものと認められる店舗

(7) 宗教活動に係るものと認められる店舗

(8) 迷信若しくは非科学的と認められる店舗

(9) 特定の事項についての主義又は主張に係る店舗

(10) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成２３年３月茅ヶ崎市条例第５号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している店舗

(11) 前各号に掲げるもののほか、サービスの内容又は表現が適当でないと認められる店

　　舗